

企画県土警察常任委員会資料

(平成24年11月28日)

- | | |
|--|----------------|
| 1 中国地方知事会議等の概要について | 【企画課】・・・ 1ページ |
| 2 関西広域連合議会等の概要について | 【企画課】・・・ 17ページ |
| 3 まちなか生活実態調査の調査結果について【とっとり暮らし支援課】・・・ 22ページ | |

企 画 部

中国地方知事会議等の概要について

平成 24 年 11 月 28 日
企 画 課

11 月 21 日（水）、岡山市内で開催された平成 24 年度中国地方知事会第 2 回知事会議及び平成 24 年度第 2 回中国地域発展推進会議の概要は、次のとおりです。

1 中国地方知事会議

- (1) 以下の 7 項目について意見交換を行い、共同アピールを採択した。
 - 改めて地方分権改革の断行を求める
 - 地方税財源の充実について
 - 安全・安心の確保と地域産業の活性化のための社会資本整備の推進について
 - 住民の平穏な生活を乱す米軍機の飛行訓練への対策について
 - 地域農林漁業の振興について
 - 地域医療の確保について
 - 海岸漂着物処理に係る財源の確保について
- (2) 国出先機関の事務・権限の移譲について、以下のとおり意見交換を行った。
 - ・国出先機関の事務・権限の移譲に係る法案については、この度の解散・総選挙により、不透明な状況となっている。
 - ・中国地方知事会としては、国の動向を注視しながら、引き続き国出先機関の事務・権限の移譲を受ける準備を加速していく。
 - ・広域連合の組織や運営コストに関しては、できるだけコストパフォーマンスのよい組織を目指して、検討を進める。
 - ・持ち寄り事務については、広域防災・広域医療以外の分野（産業、観光等）についても、どのような事務を持ち寄ることがふさわしいか、引き続き検討を進める。
- (3) 中国地方 5 県の広域的連携による救急医療体制の充実を図るため、各県が運用するドクターヘリの相互利用に関し、今後費用負担など細部の詰めを行った上で、来年 1 月にも基本協定の締結を目指すことで合意した。
- (4) 役員の改選があり、平井知事が新しく中国地方知事会長に選任された。

2 中国地域発展推進会議

- (1) これまで取り組んできたインバウンド観光とともに、中国地域内・近隣県など国内観光客にも目を向け、引き続き中国地方全体で取り組んでいくことで合意した。
- (2) 発展推進会議の事業を連携して実施している中国地域観光推進協議会（経済界が中心となって構成）のインバウンド事業推進委員会において、事務局（広島県）の負担が集中しているため、今後、体制等について整理していくこととした。
- (3) 中国地域の諸課題について、以下のとおり意見交換を行った。
 - ・産業面の広域連携について、中国地方広域連合の検討過程で経済界の意見も含めて検討していく。
 - ・産業支援や観光振興、災害に強い国土づくりなど、行政と経済界に共通する諸課題について、両者が一体となった取組（国への提言など）を進めていく。
- (4) 役員の改選があり、山下中国経済連合会会長が会長に、平井知事が副会長に選任された。

改めて地方分権改革の断行を求める

現在、我が国は、人口減少・超高齢社会の到来、グローバル化の進展など時代の潮流の中で、東日本大震災からの復旧・復興をはじめ、社会保障の維持と財政健全化の両立、円高・デフレの克服、国際競争力の向上と持続的な経済成長の実現など、困難な課題に直面している。

これらの課題を解決し、我が国が持続的な発展を遂げるためには、地域が有する多様性から生み出される競争力を国全体の成長につなげていくことが必要であり、そのためには、地方分権改革を推進し、多極で多様な地域社会が形成される分権型国家への転換が不可欠である。

國は、地域のことは地域の住民が決めるという原点に立ち返り、国民の利益は何か、また、この国の活力をどう牽引するかとの観点から、我が国が将来にわたり活力を維持できるよう、「新しい国のかたち」について骨太の議論を行い、地方分権改革の意義や必要性を明確にし、大きな絵姿を描いた上で、その実現に向けた道筋を示すべきである。

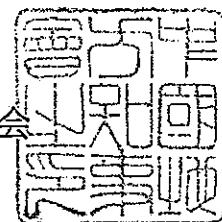
12月16日に実施される総選挙は、今後の日本の命運を決める大切な選挙であり、選挙の結果、いかなる政権が誕生したとしても、地方分権改革を最重要政策として推進しなければならない。

我々中国地方では、国の出先機関の事務・権限の移譲に向けた取組を進めるなど、地方分権改革に真摯に取り組んできたところである。我々は、今後とも、国と地方の協議の場等で建設的な議論を進め、自ら、強い覚悟と責任感を持って改革に取り組むことで、その成果を積み重ねていく所存である。

国においては、「決められない政治」と決別し、この國の在り方に關する骨太のビジョンを示した上で、政治のリーダーシップの下、中央府省の抵抗に屈することなく、地方分権改革を断行するよう改めて強く求める。

平成24年11月21日

中国地方知事会



鳥取県知事	平井伸治
島根県知事	溝口善兵衛
岡山県知事	伊原木隆太
広島県知事	湯崎英彦
山口県知事	山本繁太郎

地方税財源の充実について

平成24年度の地方財政計画において、地方交付税総額は東日本大震災関係分を別枠で整理した上で、前年度に比べて0.1兆円増の17.5兆円、一般財源総額は0.1兆円増の59.6兆円が確保されたが、地方一般歳出は、社会保障関係経費が増額される一方で、その他的一般行政経費や投資的経費等が削減されたため減少している。また、臨時財政対策債は依然として高い水準にあるなど、地方財政制度の構造的な問題は解消されていない。

一方、国・地方を通じた社会保障安定財源を確保する社会保障・税一体改革関連法は成立したが、今後の社会保障制度の総合的かつ集中的な改革については、法施行後1年以内に結論を得るとされた「社会保障制度改革国民会議」での審議が未だ開始されておらず、極めて不透明な状況である。

また、地域自主戦略交付金については、対象事業の拡大や交付要件の緩和など、初年度より一定の進展はみられるものの、地方の自由度拡大という点からすれば、不十分な取組も見られる。

さらに、経済対策として創設した基金は、地方の意見を反映し、事業実施期限が延長されるなど一定の見直しは行われたが、現在、実施している事業には妊婦検診の無料化など臨時の対応でなく、恒常的に実施すべき事業もある。

このような地方財政の状況を踏まえ、真に地方分権時代にふさわしい国と地方を通じた税財政制度を確立するため、次の事項について強く要請する。

1 地方財政の充実強化

- (1) 平成22年度に閣議決定された国の財政運営戦略において「地方財政の自主的かつ安定的な運営に配慮する」とされたことに沿って、社会保障関係費をはじめとした地方の財政需要の増加や景気の低迷による財源不足額を地方財政計画に適切に積み上げること。
- (2) 法定税率の引き上げによる交付税の増額や、地方の借金増大につながる臨時財政対策債による措置の解消等により、必要な地方一般財源総額を安定的に確保すること。

また、国が後年度に地方交付税により財源措置とした臨時財政対策債や補正予算債等の元利償還金の約束分については、他の基準財政需要額が圧縮されることのないよう、交付税財源を別枠加算すること。

なお、地方が国に先んじて独自の行財政改革に取り組んできたことを踏まえ、国が地方に対して給与削減を実質的に強制するような、地方交付税や義務教育費国庫負担金の減額は断じて行わないこと。

- (3) 地域自主戦略交付金については、地方が必要な事業を着実に実施できるよう総額を確保するとともに、財政力が弱い地域や社会資本整備が遅れた地域に十分配慮すること。また、地方の自由度向上につながるよう国の関与を縮小させながら、引き続き対象事業を拡大するとともに手続きの簡素化を図り、将来的には交付金相当額を税源移譲等により一般財源化すること。
- (4) 国の経済対策に伴い創設した基金については、事業の進捗状況に応じ、必要なものは期間を延長し、地方の裁量による主体的かつ弾力的な取組が可能となるよう、更なる要件の見直しを行うとともに、妊婦健診の無料化など、本来臨時的な対応でなく恒常に実施すべき事業については、基金事業終了後も引き続き実施できるよう必要な財源措置を講ずること。
- (5) 自動車取得税については、平成24年度税制改正大綱及び消費税改正法において「安定的な財源を確保した上で、地方財政にも配慮しつつ、簡素化、負担の軽減及びグリーン化の観点から、見直しを行う」とされたところであり、また、国内自動車市場の厳しい状況を踏まえた対策が必要である。

一方、自動車取得税は、偏在性が少なく、市町村にとっても貴重な財源であることから、見直しの検討に当たっては、具体的な代替財源を示すこと。

また、地方法人特別税については、地域間の税収の偏在是正に大きく寄与していることから、税制抜本改革による地域間の偏在性が少なく安定性の高い地方税体系を確立することなく廃止・縮小すべきではないこと。

なお、税制の抜本的な見直しを行う際には、社会資本整備や高齢化の状況による地域間の行政コストの相違に配慮し、恒常的に十分な規模の財政調整の仕組みを盛り込むこと。

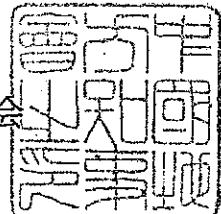
2 社会保障と税の一体改革

- (1) 今後の社会保障制度の総合的かつ集中的な改革に当たっては、「社会保障制度改革国民会議」での検討に地域の現場の意見を反映させるとともに、「国と地方の協議の場」において真摯に議論し、国民が将来を託し得る持続可能な社会保障制度を確立すること。
- (2) 消費税の引上げに当たっては、経済状況の好転に努めるとともに、中小事業者への転嫁対策等による配慮、医療機関の非課税取引における仕入れに係る消費税負担増への対応、消費税の逆進性を踏まえた低所得者への対策を講ずること等に加え、地方が既に厳しい行財政改革に取り組んできている状況を踏まえ、国においても徹底した行財政改革を行うとともに、地方分権改革を断行すること。
- (3) 地方消費税引上げに伴う增收に見合った地方一般財源総額の確保を図るため、引上げ分の消費税収を充てることとされている社会保障の充実のための制度改革や社会保障支出（社会保障4経費）の増加に係る地方負担について、地方財政計画に適切に積み上げること。

(4) 消費税の引き上げに伴い拡充される地方消費税については、地方消費税に係る基準財政収入額への算入率を大幅に高めるとともに、引き上げ分の消費税収を充てることとされている社会保障制度の機能強化や機能維持等に係る地方負担については、その全額を基準財政需要額に算入することを検討すべきであること。

平成24年11月21日

中 国 地 方 知 事 会



鳥取県知事	伸 善	井 口	治 兵
島根県知事	隆 木	原 木	衛 太
岡山県知事	英 崎	崎 本	彦 太
広島県知事	繁 湯	山	太 郎
山口県知事			

安全・安心の確保と地域産業の活性化のための社会資本整備の推進について

ものづくりを中心とした高度な産業集積や、豊かな観光資源等の地域資源を有している中国地方の各地域が、それぞれの特色を生かして自立的に発展すると同時に、相互に補完し合うことにより中国地方全体の経済・交流基盤、国際競争力の更なる強化を図るとともに、先日被害想定が公表された南海トラフ巨大地震をはじめとする如何なる大災害の発生時においても機能する国土を構築するためには、多軸型国土構造の形成と、産業インフラや地域間ネットワークの確立が不可欠である。

また、昨年12月に出された「今後の高速道路のあり方中間とりまとめ」においても、災害に強い高速道路ネットワークの在り方や安定的でわかりやすい料金制度の在り方が示されたところであり、その早急な具体化が必要となっている。

については、高速道路ネットワークの早期整備をはじめ、高速鉄道網並びに国際拠点港湾及び重要港湾の整備とともに、多軸型国土構造の形成、高速道路の料金制度の具体化及び地域間ネットワークを確立するための社会資本整備の所要の予算が確保されるよう、次の事項について一層の取組を強く要請する。

1 高速道路ネットワーク等の早期整備

中国地方の高速道路ネットワークには依然として山陰道をはじめとする多くのミッシングリンクが存在していることから、平成25年度予算概算要求で国土交通省が対前年1.09倍となる3,995億円を要求している「全国ミッシングリンクの整備」において所要の予算を確実に確保し、高速道路ネットワークの早期整備を図るべく、事業中区間の一層の整備促進と未事業化区間の早期事業化を図ること。

また、高速道路と一体となって緊急輸送道路網の骨格を形成するとともに、地域間や物流拠点間の連携を強化する地域高規格道路や主要な国道・地方道についても、整備促進のための所要の予算を確実に確保すること。

2 高速道路の料金制度の具体化

高速道路の料金制度については、対距離制を基本とし、全国共通の水準とすべきであり、特に本四高速道路の料金については、全国プール制に組み入れ、償還期間の延長など、必要な措置を講じること。また、その具体的な実施方針について平成24年度末を目途に取りまとめるこ

3 全国の高速鉄道網の整備

平成25年度予算概算要求で国土交通省が要求している「幹線鉄道の高速化・利便性向上に向けた調査」を確實に実施し、高速鉄道網の整備について、改めて国として明確な方針を示すこと。

また、方針の決定に当たっては、特に高速鉄道網の整備が立ち後れている地方に配慮したものとすること。

4 港湾の整備促進等

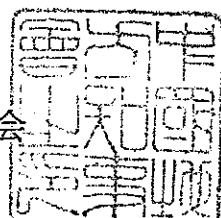
(1) 中中国地方の産業の国際競争力の強化に資する物流基盤の充実を図るために、国際拠点港湾及び重要港湾の整備拡充に必要な予算を確保するとともに、緊急かつ円滑な港湾整備を促進すること。

(2) 資源等の国際バルク貨物の大型船舶による一括大量輸送を可能とし、低廉かつ安定的な輸送を実現し、瀬戸内地域の産業全体の競争力強化、ひいては、我が国産業全体の底上げに資するため、国際バルク戦略港湾に選定された港湾の必要な施設整備及び諸規制の緩和等について、地方の意見や実情に十分配慮した国策にふさわしい制度を設計し、推進すること。

また、日本海側港湾の国際競争力を強化し、日本海地域の経済発展に貢献するため、「日本海側拠点港湾」に選定された港湾の機能の充実・強化を図ること。

平成24年11月21日

中國地方知事会



鳥取県知事 平井伸治
島根県知事 溝口善兵衛
岡山県知事 伊原木隆太
広島県知事 湯崎英彦
山口県知事 山本繁太郎

住民の平穏な生活を乱す米軍機の飛行訓練への対策について

中国地方においては、米軍機の飛行訓練が行われており、日米合同委員会合意において妥当な考慮を払うとされている学校上空での飛行や、民家土蔵が倒壊するなどの実害も生じている。

こうした事態について、国の認識と現地の認識に相違があり、事態の改善が図られないという問題がある。

また、今月2日に開催された全国知事会議において、国から岩国飛行場等を使用した本土でのオスプレイの低空飛行訓練などが11月中旬に始まる旨の説明があった。

関係自治体では、独自に、また全国知事会などを通じて、オスプレイの事故原因と再発防止のための安全対策等について十分な説明を行うよう要請を行ってきたところであるが、未だ地域住民の安全性への懸念は払拭されていない状況にある。

については、住民の平穏な生活を乱す米軍機の飛行訓練によって、激しい騒音被害が生じているという実情と、米軍機による事故に対する不安の中で生活しているという地域住民の心情とを認識の上、速やかに次の措置を講じていただきたい。

1 住民の平穏な生活を乱す飛行訓練の実態把握と訓練内容の改善について

- (1) 住民からの苦情が多い地域へ騒音測定器を設置するなど、国の責任において実態調査を実施すること。
 - (2) 実態把握を速やかに行うため、地方がやむを得ず騒音測定器等を設置する場合には、国は適切な財源措置を講じること。
 - (3) 調査によって客観的に得られるデータ、住民からの苦情や地方公共団体からの要請を米国側に具体的に通報し、住民の生活に与える影響が最小限となるよう訓練内容について改善を求める。
- また、その結果を住民や関係自治体に説明すること。
- (4) 住民の平穏な生活を乱す米軍機の飛行訓練による諸問題について、地元自治体の意向を尊重し、十分な意見交換を図るため、国と地方の話し合いの場を設置すること。

2 訓練の事前通知

住民生活に影響が大きい訓練については、事前に関係自治体に通知を行うこと。

3 日米合意の厳密な遵守

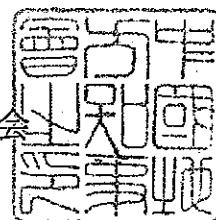
日米合同委員会合意を遵守し、住民に危険や不安を及ぼし住民の平穏な生活を乱すような飛行訓練が行われないよう措置すること。

4 オスプレイの安全対策等に関する説明

オスプレイについては、事故再発防止のための安全対策について、国の責任において、関係自治体及び地域住民が納得できるよう十分な説明を行うとともに、飛行訓練に当たっては、飛行ルートや頻度など詳細な訓練計画及び安全確保策等の内容の説明を行うこと。

平成24年11月21日

中國地方知事会議



鳥取県知事	平井伸治
島根県知事	溝口善兵衛
岡山県知事	伊原木隆太
広島県知事	湯崎英彦
山口県知事	山本繁太郎

地域農林漁業の振興について

近年、食料自給率の向上、安心・安全な農林水産物の供給、農地や森林の有する公益性や多面的機能等、農林漁業に対する住民の期待は着実に増大している。

しかしながら、農林漁業の維持・発展に必要な担い手の減少・高齢化は深刻な状況であり、若い意欲的な担い手の確保・育成が喫緊の課題となっている。

また、農業農村整備予算については、平成22年度に大幅に削減された水準のまま改善されておらず、事業の遅延により地域農業の維持・発展に大きな影響が生じている。

このような農林漁業を取り巻く厳しい現状の中で、農林漁業に対する期待に応えていくためには、担い手の確保や生産基盤整備等を地域が主体的・総合的に実施し、活力ある農林漁業を構築する必要がある。

については、次の事項について強く要請する。

1 農林漁業の担い手の確保

高齢化や後継者不足が深刻な農業の活性化を目的に、本年度に新設された「青年就農給付金」については、親元就農の場合の給付要件緩和など、地域の実情に応じた制度の弾力的運用を行うとともに、給付要件を満たす者に対しては確実に給付できるよう、必要な予算額を確保すること。

漁業においても、新規就業者の確保・定着対策として、新規就農者と同様、就業準備段階及び経営が不安定な就業直後の所得を確保し、経営自立をサポートする給付金制度を創設すること。

あわせて、林業への就業を希望している青年が安心して必要な知識の習得等が行えるように給付金制度を創設すること。

さらに、雇用による農林業の就業促進に向け、農の雇用事業において、新たに設けられた雇用就業者の年齢要件（45歳未満）を撤廃するとともに、森林・林業の再生に必要な人材を確保・育成するため、「緑の雇用」現場技能者育成対策事業の助成額の引き上げや対象研修期間の延長等を行うこと。

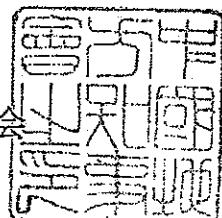
2 農業農村整備予算の確保

農業農村整備予算については、平成24年度においても、平成22年度に大幅に削減された水準のままであり、食料自給率向上、地域特性に応じた戦略的な産地振興や災害に強い基盤整備などの観点から、農業生産を支え、農村の安全な暮らしを守る農業生産基盤整備事業や農地防災事業などの計画的な推進に必要な予算額を確保するなど、格段の措置を講じること。

また、農村地域における農地・農業用水等の地域資源を適正に保全管理・整備することは農業生産のみならず国土保全の観点からも重要なものであり、地域住民によるこのような地域資源の保全管理等の活動に必要な予算額を確保すること。

平成24年11月21日

中國地方知事会



鳥取県知事	平 伸	井 治
島根県知事	溝 口	善 兵
岡山県知事	伊 原	太 木
広島県知事	湯 崎	隆 英
山口県知事	山 本	繁 太郎

地域医療の確保について

近年、医師や看護職員不足を背景に地域医療体制は危機的状況にあり、中山間地域や離島の医療体制の確保はもとより、圏域の中核的な地域においても、救急医療や周産期医療などの医療体制の確保が喫緊の課題となっている。

住民が地域で安心して生活するためには、医療体制の確保が必須であり、医師の地域・診療科偏在の解消などに向けた総合的な医師確保対策の更なる強化と、看護職員確保対策の充実が必要である。

地域の実情に応じた実効性のある施策が推進されるよう、次の事項について強く要請する。

1 医師の養成・供給システムの見直し

- (1) 医師不足の実態や高齢化の進展などを考慮した今後の医療ニーズの動向などを踏まえ、地域や診療科において必要とされる分野に従事する医師を計画的に養成するとともに、養成された医師を、医師が不足している地域や診療科での勤務に誘導するための仕組みを構築すること。
- (2) 地域医療においては、総合的に患者を診る能力を有する医師が特に求められており、こうした医師を養成するため、大学における指導体制やカリキュラムを充実すること。
- (3) 奨学金の貸与を受けた医師や地域枠出身医師が今後増えていくことから、地域の医療機関においても充実した研修が受けられ、キャリアアップを図ることができるよう、研修環境や指導体制の充実に向けた支援策を講じること。
- (4) 大学で一定の医師を確保し、へき地医療機関等へ供給できるよう、大学勤務医師に対する処遇の改善を行うこと。

2 医師・看護職員を支える環境づくり

- (1) 救急勤務医支援事業や産科医等確保支援事業による勤務医への手当支給に加え、医師不足の地域や診療科の勤務医に対する処遇改善等を図るための支援策を講じること。
- (2) 女性医師の出産・育児による離職を防止するとともに復職を支援し、仕事と育児が両立できるように、必要な財源措置も含めた就労環境の整備・充実を図ること。
- (3) 「第7次看護職員需給見通し」を踏まえて、看護職員の養成、離職防止、再就業促進等の取組に対する財政支援の充実など、地域医療を支える看護職員の安定的な確保対策を講じること。
- (4) 勤務医・看護職員の過重勤務解消のため、医療の現状や医療機関毎の役割等について、国民への広報・啓発を強化すること。

3 臨床研修制度の見直し

- (1) 制度全般の見直しに際しては、地域医療提供体制の確保のため、地方の厳しい医師不足の現状を考慮し、都市・地方の医師の偏在が解消されるよう各都道府県の臨床研修医の募集定員の適正化を図ること。
- (2) 大学医学部の地域枠卒業者の地域への定着を図るため、臨床研修病院のマッチング対象定員枠とは別に、都道府県による地域枠卒業者を対象とする定員枠の設定を認めること。

4 地域医療支援センターの整備・運営

地域医療支援センター運営事業に取り組む全ての都道府県で、国庫補助事業が活用できるように必要な予算額を確保すること。

5 奨学金制度の運営

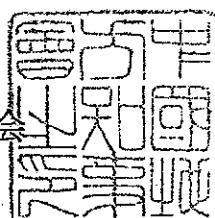
大学医学部入学定員枠の拡大に当たり、奨学金制度の創設が義務付けられた。また、自治体によっては独自制度を設け、医師の養成に取り組んでいる。このような奨学金制度の運営に係る経費について、地方財政上の措置を拡充すること。

6 地域医療再生基金の継続

地域医療を確保・維持するためには、人材育成や勤務環境の整備など、地域医療再生基金を活用した取り組みを継続して実施する必要があり、平成26年度以降の地域医療再生基金の継続など必要な財源措置を講じること。

平成24年11月21日

中國地方知事会



鳥取県知事	平 溝 口	井 伸 善	治 兵 衛
島根県知事	伊 原 木	太 隆	太 彦
岡山県知事	湯 崎	英 繁	太 郎
広島県知事	山 本		
山口県知事			

海岸漂着物処理に係る財源の確保について

我が国の海岸における良好な景観及び環境を保全するため、平成21年7月に海岸漂着物処理推進法が施行され、都道府県をはじめとする海岸管理者が海岸漂着物の円滑な処理について必要な対策を講じることとされた。

また、同法第29条において、国は必要な財政上の措置を講じなければならないと規定されており、地域グリーンニューディール基金により平成21年度から23年度までの3カ年で約60億円の財源措置がなされた。

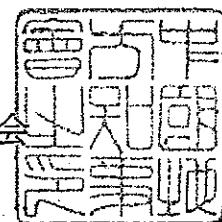
しかしながら、平成24年度以降は、グリーンニューディール基金事業の実施期間延長こそ措置されたものの、何ら追加の財源措置がなされていない。これにより、平成23年度までに基金事業を完了した自治体では、海岸管理者としての責務を全うするため一般財源で海岸漂着物の処理等に取り組まざるを得ない状況となっている。

このような状況を踏まえ、次の事項について強く要請する。

- 1 海岸漂着物は、当該海岸の存する区域のみならず他の都道府県、沿岸国等から流入するものもあることから、海岸漂着物処理推進法第29条に規定されているとおり、海岸漂着物処理等に係る費用について必要な財源措置を行うこと。
- 2 近年、医療廃棄物、ポリタンク等の危険物が漂着し、住民生活の安全の確保のために迅速な対応が必要となっていることから、財源措置にあたっては、柔軟かつ機動的な執行が可能な制度とすること。
- 3 海岸漂着物処理推進法は施行から3年後に検討を加えることとされているが、引き続き国による財源措置を法定化すること。

平成24年11月21日

中國地方知事会



鳥取県知事	平井伸治
島根県知事	善兵衛
岡山県知事	平溝口太郎
広島県知事	伊原木隆彦
山口県知事	湯崎英太郎

関西広域連合議会等の概要について

平成24年11月28日
企画課

平成24年10月及び11月に開催された関西広域連合議会及び関西広域連合委員会の概要は、次のとおりです。

1 第26回関西広域連合委員会

(1) 日時及び場所

日時 平成24年10月21日（日） 午後3時40分～
場所 大阪市内（リーガロイヤルNCB）

(2) 委員会の概要

①今冬の電力需給状況等について

- ・関西電力㈱香川取締役副社長から、今冬の需給見通しについて無理なく継続できる節電等を織り込むことで節電目標を定めなくとも4%程度の予備率を確保できることなどの説明があり、今後、国の電力需給検証委員会の検討状況を踏まえ、エネルギー検討会において需給見通しの検証を行い、節電目標の設定、節電の呼びかけ等の方向性をとりまとめるとした。
- ・原子力発電所に関する新しい安全基準に基づく再審査を速やかに行うべき、隣接自治体であってもUPZ30Km圏内であれば原子力安全協定を締結すべき、西日本の電力会社と自治体が一体となって電力融通を検討する枠組みを作るべきとの意見があり、政府への要望書をとりまとめることとした。

②平成25年度予算要求の概要について

- ・今後、担当分野で精査の上、12月の広域連合委員会で取りまとめることとした。

③平成25年度国の予算編成等に対する提案について

- ・原案について最終確認の後、国に対し提出することとした。

④近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定の締結等について

- ・防災連携体制を確立するため、広域連合と関西の府県及び政令市との間で基本協定を締結することについて、10月25日の近畿ブロック知事会議で協議することとした。

⑤広域医療局におけるドクターへリ事業の取組み

- ・10月から徳島県ドクターへリの兵庫県淡路島への運航開始、ドクターへリの愛称募集を行うことが報告された。

⑥関西地域カワウ広域保護管理計画（案）

- ・カワウによる地域毎の被害量を減少させることなどを目標とした「関西地域カワウ広域保護管理計画」案をまとめたことが報告された。

⑦広域連合長選挙

- ・任期満了（12月3日）に伴う選挙を11月22日の広域連合委員会の場で行うことについて報告された。

2 関西広域連合議会11月臨時会

（1）日時及び場所

日時 平成24年11月22日（木） 午後1時～
場所 大阪市内（リーガロイヤルN C B）

（2）11月臨時会の概要

○次の議案が、原案のとおり可決された。

平成24年8月関西広域連合議会定例会提出に係る第8号議案
(第8号議案 平成23年度関西広域連合一般会計歳入歳出決算認定の件)

○次の決議が、採択された。

国出先機関の原則廃止の早期実現を求める決議

○本県選出の福間議員が「水産資源の広域ブランド化に向けた取組」及び「アルコール依存症対策への連携」について質問された。

3 第27回関西広域連合委員会

（1）日時及び場所

日時 平成24年11月22日（木） 午前10時30分～
場所 大阪市内（リーガロイヤルN C B）

（2）委員会の概要

①国出先機関対策について

- ・11月13日に開催された「アクション・プラン」推進委員会の内容について、平井委員が報告し、「国出先機関の地方移管の実現に向けた声明」を発出した。

②平成25年度主要事業・予算について

- ・関西広域連合が取り組む各分野の次年度主要事業の概要（要求ベース）について、各担当委員が説明した。
- ・広域観光・文化振興分野の予算に関し、平井委員が山陰海岸ジオパークに係る具体的な事業の推進に係る予算の確保について発言した。

③災害時における帰宅困難者支援に関する協定について

- ・災害時に帰宅困難者を支援するための「災害時帰宅支援ステーション事業」について、新たに2業者と協定を結び、全体の協定事業者数が27社となったことが報告された。

④今冬の節電対策について

- ・関西電力管内において、平成22年度冬比6%を目安に節減に取り組むこととし、省エネ型ライフスタイルへの転換に向けた長中期的な視点からも、府県民や事業者に対し節減の着実な実行を呼びかけて行くこととした。

⑤次期広域計画の策定について

- ・関西広域連合の次期広域計画の策定に向けた検討体制や今後の進め方について議論し、平成25年度末の策定に向けて作業を進めていくこととした。

⑥首都機能バックアップ構造の構築に関する取組について

- ・関西経済連合会及び大阪湾ペイエリア開発推進機構と連携し、関西でのバックアップ構造の構築を検討するために必要な施設・設備等の具体的調査・検討を行い、首都機能バックアップに係る関西の優位性や具体的な手法等を提案していくこととした。

⑦連合長選挙について

- ・井戸連合長の任期満了に伴う広域連合長選挙が実施され、複数の構成団体の長の推薦を受け、井戸委員が広域連合長に再選された。

国出先機関の地方移管の早期実現を求める決議（案）

「国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案」が11月15日、政府において閣議決定された。

関西広域連合設立のねらいの一つであり、関西広域連合議会としても国出先機関の移管推進を求める決議を行うなど、最重要課題として取り組んできた国出先機関改革が、第一段階とはいえ、具体的な分権への動きに至ったものの、衆議院が解散され、同法律案の国会への提出・成立は実現しなかった。

地方分権の推進は、我が国を多極分散型の構造に転換し、地域のことはその地域の住民が自らの責任で判断する分権型社会を作ることで、個性豊かな地域を育み、国全体の成長へつなげていくための根幹となる政策課題である。

総選挙後の政権におかれでは、国出先機関の地方への移管をはじめとする、真の地方分権の実現を最重要の政策課題とし、政治主導の下で具体的な取組みを進められるよう強く求めるものである。

以上、決議する。

平成24年11月22日

関西広域連合議会

国出先機関の地方移管の実現に向けた声明

「国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案」が 11月 15 日、政府において閣議決定された。

関西広域連合設立のねらいの一つであり、また関西広域連合が発足して 2 年間、最重要課題として取り組んできた国出先機関改革が、第一段階とはいえ、具体的な分権への動きに至った。しかし、衆議院が解散されたこともあり、同法律案は国会へ提出されなかった。

地方分権型社会は、21世紀の日本が世界に伍していくための基本的なシステムであり、その実現は東京一極集中を是正し、各地域が個性豊かな地域社会を育み、我が国全体の成長へつなげていくための根幹となる政策課題である。

各政党におかれては、来る衆議院議員選挙において、地方分権の推進に真摯に取り組むこと、その中で国出先機関の事務・権限の地方への移管を政策として位置づけ、推進されることを求める。

また、総選挙後に成立する政権には、政治主導の下で地方分権の観点から国出先機関の地方への移管に向けた具体的な取組みを進められるよう強く要請する。

平成 24 年 11 月 22 日

関西広域連合

連合長	兵庫県知事	井 戸 敏 三
副連合長	和歌山県知事	仁 坂 吉 伸
委員	滋賀県知事	嘉 田 由 紀 子
委員	京都府知事	山 田 啓 二
委員	大阪府知事	松 井 一 郎
委員	鳥取県知事	平 井 伸 治
委員	徳島県知事	飯 泉 嘉 門
委員	京都市長	門 川 大 作
委員	大阪市長	橋 下 徹 身
委員	堺市長	竹 山 修 立
委員	神戸市長	矢 田 郎

まちなか生活実態調査の調査結果について

平成24年11月28日
とっとり暮らし支援課

まちなかにおける人口減少・高齢化の進行に伴うコミュニティ活動の停滞、災害時対応への不安、空き家の増加、買い物弱者の発生などの実態把握と支援施策の検討を目的として実施した標記調査について、その結果の概要を報告します。

1. 世帯調査 (2,007/4,575世帯、回答率43.9%)

一般世帯、独居高齢者世帯、マンション世帯の3つの切り口で、まちなか居住者が抱える生活上の問題や課題について調査を行ったもの。

<ポイント>

- ①7割強が自治会に加入。マンション世帯は4割弱。
- ②遠くの身内より近所の他人が頼り。
- ③「立ち話や情報交換」「挨拶程度」のコミュニティ。
- ④マンション世帯でも住民同士の交流を望む傾向。ただ、必要ないとの声も少なくない。
- ⑤惣菜・弁当の購入や外食は少ない。
- ⑥公共交通より車に依存。独居高齢者の行動範囲は主に徒歩圏内。
- ⑦買い物は近所のスーパーが中心。全体的に配達や移動販売の利用意向は低い。
- ⑧居住環境については概ね満足。
- ⑨親の住居への住み替え需要は低い。

(1) コミュニティ

- 7割強の世帯が自治会(町内会)に加入。(一般世帯、独居高齢者世帯はほぼ同じ傾向) ただ、マンション世帯を見ると加入率は4割弱にとどまる。
- 日常の近所付き合いは、一般世帯、独居高齢者世帯とともに、「立ち話や情報交換」、「挨拶程度」が多い。一般世帯には近所付き合いが「ほとんどない」と答えた人が一定数存在。
- 独居高齢者世帯に対する「声かけ」の頻度は、「毎日(又はほぼ毎日)」が最も多く、次いで「月2~3日程度」。主な相手は「近所の方」が最多く、次いで「別居の親族」「民生委員」が同じ割合。
- 独居高齢者の将来への不安は、健康上の不安、災害への不安が多く、人間関係などの不安は少ない。
- マンション世帯の意識として、マンション内の付き合い、マンション外近隣住民との付き合いとも「多少あった方がよい」が最も多い。ただ、「必要ない」という回答も少くない。

(2) 居住環境(買い物、交通、居住地評価等)

- 昼食・夕食の準備については、いずれも、「家で作る」という回答が8割~9割近くを占める。若干、夕食の方が惣菜・弁当の購入や外食が少ない。
- 日常の買い物先は、「近所のスーパー」が77%と最も多い。「大規模店」は14%を占めた。
- 買い物に使う主な交通手段は、一般世帯の場合「車(自分で運転)」が最も多く、次いで「徒歩」「自転車」の順。独居高齢者世帯は「徒歩」が最も多く、次いで「自転車」「車(自分で運転)」の順。
- 配達(又は移動販売)サービスの利用意向については、いずれも「使わない」という回答が最も多く、次いで「あればたまに利用する」の順。全体的には積極的な利用意向とは言えない。
- 現居住地に対する評価は、一般世帯と独居高齢者世帯とともに、買い物、医療、交通の利便性を選んでおり、これらが居住地としてのまちなかの特徴と考えられる。
一般世帯のうち比較的若い世帯主の世帯では、買い物の利便性に加え、職場や駅への近接性が評価されている。
- 居住環境として優先する条件では、一般世帯、独居高齢者世帯とともに、買い物、医療、交通の利便性が重視されている。
一般世帯のうち比較的若い世代主の世帯では、買い物、交通の利便性に加え、職場(郊外駅を含む)への近接性や教育環境などが重視されている。
独居高齢者世帯は良好な人間関係も重視している。
- 今後の居住意向では、「住み続けたい」という意向が、一般世帯、独居高齢者世帯ともに多い。
将来的な転居意向をお持ちの方の転居先は、半数近くが「親が住んでいる(住んでいた)住居ではない」との回答。

2. 自治会（町内会）調査（209／277 自治会（町内会）、回答率 75.5%）

居住者の声とは別に、自治会（町内会）の視点で、地域が抱える生活上の問題や課題について調査を行ったもの。

<ポイント>

- ①小規模自治会（町内会）（50世帯未満）が多い。
- ②自治会（町内会）ではマンション世帯との交流を望む傾向がある。
- ③多くの地域で空き家が存在し、新たな住民の入居への期待が高い。
※地域の困りごと・将来への不安として
- ④高齢化に伴う地域コミュニティの衰退を危惧する声が強い。
- ⑤ゴミ集積におけるトラブルについての意見多数。

（1）コミュニティ

- 比較的小規模な自治会（町内会）が多い。
- 自治会（町内会）総会に加入者の「8割以上」が参加する自治会（町内会）は約3割。4割強の自治会（町内会）は加入者の総会への参加が「半数未満」。
- 自治会（町内会）の加入世帯、人数などについて適正を感じている自治会（町内会）長が多い。
- 地震等大規模災害への対応については、現在対策をとっている自治会（町内会）と、話し合いを進めている、将来に話し合いを予定している自治会（町内会）が約6割。
- 伝統芸能、祭など固有の文化的遺産が「元々ない」自治会（町内会）が半数以上。
- マンション世帯の自治会（町内会）加入状況については、「加入していない」が最も多く、次いで「入居者が任意に加入している」場合が多い。
- マンションでは、「管理人（又は管理会社）」が自治会（町内会）との連絡窓口になるケースが最も多い。
- 地域から見たマンション世帯との交流のあり方については、「多少あった方がよい」「大いにあつた方がよい」との意見が8割近くある。

（2）居住環境（交通、買い物、医療、空き家等）

- 交通・買い物・通院等に関する、自治会（町内会）での話し合いについては、「ない」と答えた自治会（町内会）が8割強。
- 空き家が「ある」と答えた自治会（町内会）は9割弱。ある程度、所有者や空き家になった理由などが把握されている。
- 空き家に対する評価 空き家の価値については「分からぬ」とする回答が多く、次に「価値がない」との回答。
- 空き家を建物として活用できる場合の活用方法としては、「新たな住民の入居」への期待が高く、次いで「地域の方々の交流の場」への期待が高い。
解体して土地を再利用できる場合の活用方法としては、「特に考えていない」が最も多く、次いで「隣家への売却」、「駐車場」が多い。

【調査の概要】

(1) 調査の目的

都市部における局地的な人口減少・高齢化の進行、コミュニティ活動の停滞、災害時対応への不安、空き家の増加、買い物弱者の発生、交通不便等の課題の実態を把握し、地域住民が安心して元気に暮らせる「まちなか」の再生を目指して、生活者の視点で、コミュニティを軸に支援施策を検討するための基礎資料とする。

(2) 調査対象

鳥取県内の都市部で、鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例に規定する中山間地域を除いて指定した 14 地区から抽出した 4,710 世帯及び全 277 自治会（町内会）

- ・鳥取市：久松、醇風、遷喬、日進、明徳、中ノ郷、末恒
- ・米子市：中心市街地活性化基本計画区域（啓成・明道・就将・義方の各地区の一部）
- ・倉吉市：成徳、明倫
- ・境港市：境

(3) 調査内容

ア. 世帯調査

世帯の状況、住まい、くらしの安心、交通、買い物、通院、コミュニティ、居住に関する今後の意向、困りごと、不安その他に関する事項

イ. 自治会（町内会）調査

自治会（町内会）の状況、くらしの安心、生活環境（交通、店舗、医療）、コミュニティ、困りごと、不安その他に関する事項

(4) 調査方法

ア. 世帯調査

以下により抽出した世帯に対し、調査票を郵送又は配布して実施した。

（独居高齢者世帯については、民生委員のご協力のもと、聞き取り調査を行った。）

なお、調査票の提出は無記名とした。

※抽出方法

- ①独居高齢者世帯については、地区当たり 15 世帯程度、計 210 世帯を選定
- ②マンション世帯については、地区当たり 100 世帯程度、棟当たり 25 世帯程度を基本とし、以下の手順で計 1,000 世帯を選定
 - ・各地区の中で入居世帯数の多いもの 2 棟（50 世帯）を調査棟に割り当てる（地区内でこれを満たさない場合、50 世帯に達するまで各棟毎に調査世帯数を割り当てる。相応しい物件がない場合は調査を行わない。）
 - ・残りの世帯については、各市域の調査地区全体の中で入居世帯数の多いものから順に必要棟数※を割り当てる
※ $((100 \text{ 世帯} - 50 \text{ 世帯}) \times \text{地区数}) \div 25 \text{ 世帯}$
- ③①②を除いた世帯について、地区当たり 250 世帯程度、計 3,500 世帯を住民基本台帳から抽出

イ. 自治会（町内会）調査

自治会（町内会）の代表者に対し、調査票を配布して実施した。

(5) 調査基準日

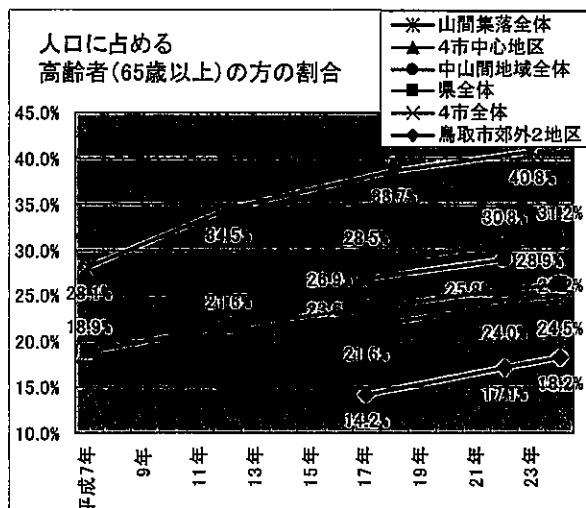
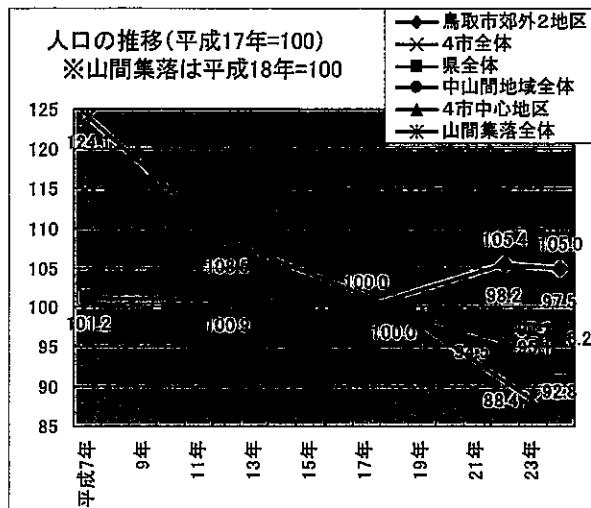
平成 24 年 8 月 1 日（水）

【調査地区の概況】(人口推移、高齢化の状況)

県全体で見ると、人口減少がゆるやかに進んでいる。

4市を中心地区においても、人口減少が進んでいることがわかる。

郊外地区では、人口増もみられるものの、今後の人口減少を踏まえれば、その時期は長くないとみられる。



注) 住民基本台帳登録人口(境港市境地区のみ高齢者実態調査)を基に作成。

「山間集落全体」は山間集落実態調査、「中山間地域全体」は国勢調査による。

「4市中心地区」は、本調査地区から鳥取市中ノ郷地区及び未恒地区を除いたもの。

うち米子市中心地区は、中心市街地活性化基本計画区域内のみ。

「鳥取市郊外2地区」は、鳥取市中ノ郷地区及び未恒地区。うち中ノ郷地区は、平成17年は山城町を除く。

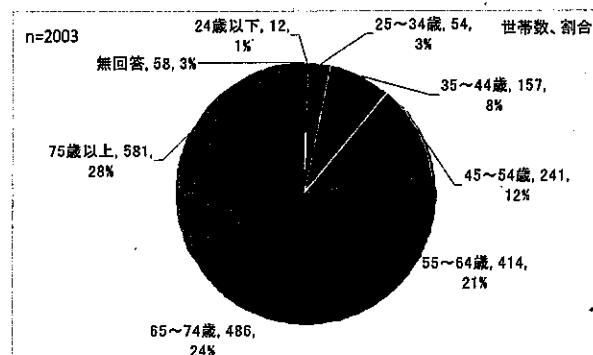
区分	平成17年	平成22年	平成24年		備考	
			[17年との差]	[22年との差]		
人口 (単位:人)	調査地区	58,442 100.0%	56,201 96.2%	△ 2,241 △ 3.8 %	55,285 98.4%	△ 916 △ 1.6 %
	うち4市中心地区	49,700 100.0%	46,988 94.5%	△ 2,712 △ 5.5 %	46,106 98.1%	△ 882 △ 1.9 %
	うち鳥取市郊外2地区	8,742 100.0%	9,213 105.4%	471 5.4 %	9,179 99.6%	△ 34 △ 0.4 %
	4市全体	439,633 100.0%	431,546 98.2%	△ 8,087 △ 1.8 %	428,572 99.3%	△ 2,974 △ 0.7 %
	山間集落全体	8,870 100.0%	7,844 88.4%	△ 1,026 △ 11.6 %		・山間集落実態調査(平成18年、23年実施)による。
	中山間地域全体	292,443 100.0%	278,080 95.1%	△ 14,363 △ 4.9 %		・国勢調査による。
	県全体	612,191 100.0%	595,331 97.2%	△ 16,860 △ 2.8 %	588,715 98.9%	△ 6,616 △ 1.1 %
世帯数(総数) (単位:世帯)	調査地区	25,152 100.0%	25,310 100.6%	158 0.6 %	25,332 100.1%	22 0.1 %
	うち4市中心地区	22,134 100.0%	21,831 98.6%	△ 303 △ 1.4 %	21,832 100.0%	1 0.0 %
	うち鳥取市郊外2地区	3,018 100.0%	3,479 115.3%	461 15.3 %	3,500 100.6%	21 0.6 %
	4市全体	165,945 100.0%	172,756 104.1%	6,811 4.1 %	174,911 101.2%	2,155 1.2 %
	山間集落全体	2,736 100.0%	2,654 97.0%	△ 82 △ 3.0 %		・山間集落実態調査(平成18年、23年実施)による。
	中山間地域全体	91,298 100.0%	90,701 99.3%	△ 597 △ 0.7 %		・国勢調査による。
	県全体	218,520 100.0%	226,434 103.6%	7,914 3.6 %	228,484 100.9%	2,050 0.9 %
高齢化率	調査地区	26.3%	28.6%	2.2%	29.1%	0.5%
	うち4市中心地区	28.5%	30.8%	2.3%	31.2%	0.4%
	うち鳥取市郊外2地区	14.2%	17.1%	2.9%	18.2%	1.1%
	4市全体	21.6%	24.0%	2.3%	24.5%	0.5%
	山間集落全体	38.7%	40.8%	2.1%		・山間集落実態調査(平成18年、23年実施)による。
	中山間地域全体	26.9%	28.9%	1.9%		・国勢調査による。
県全体						・住民基本台帳による。

【調査結果】

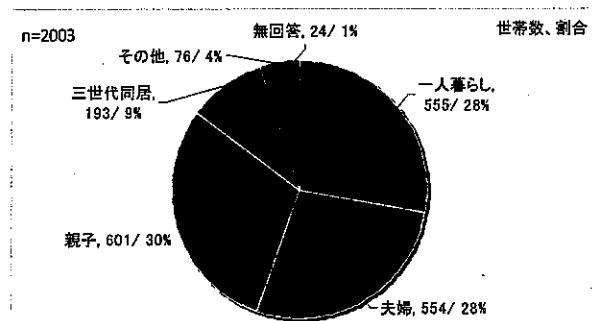
1. 世帯調査 回答率 43.9% (2,007/4,575 世帯)

(1) 属性

ア 回答者の年齢区分 (問1-1)



イ 回答者の家族構成 (問1-2)

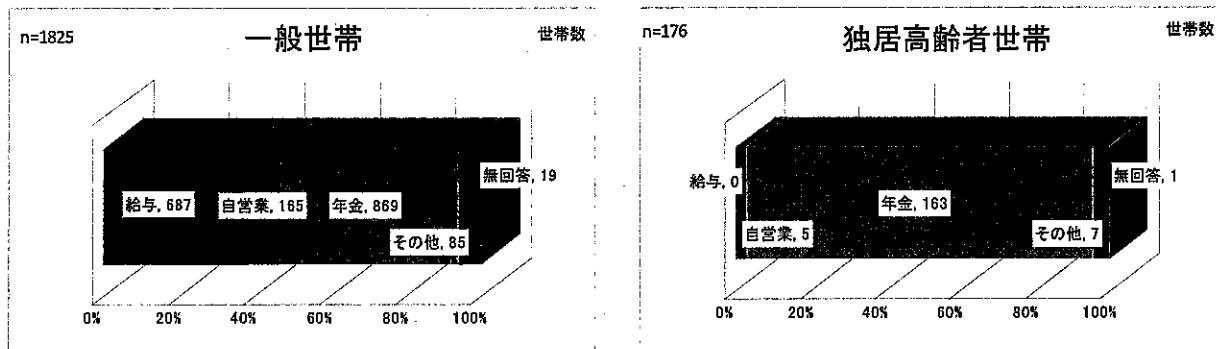


ウ 主な収入 (問1-3)

回答者が高齢のため、一般世帯においても年金を主な収入に挙げる回答者が多い。

独居高齢者世帯においては、ほぼ年金に頼っていることがわかる。

- ・年金を主な収入とする一般世帯 : 869/1,825 世帯、47.6%
- ・年金を主な収入とする独居高齢者世帯 : 163/ 176 世帯、92.6%

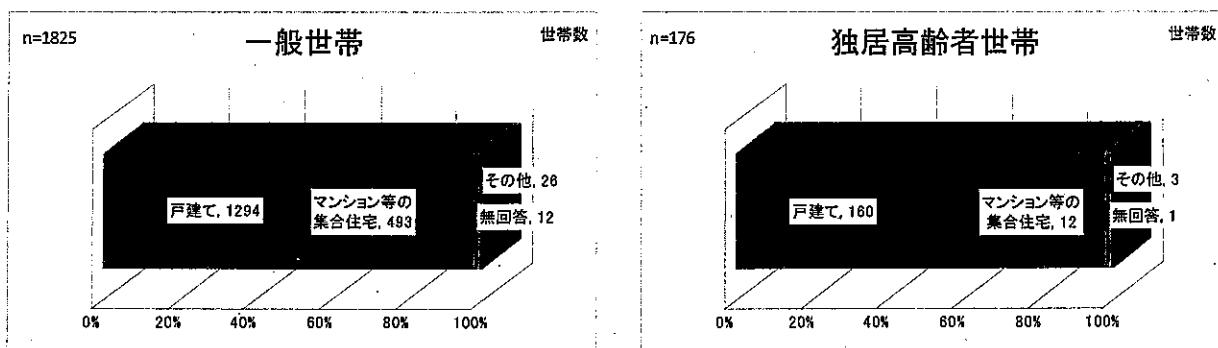


エ 住まいの形態 (問2-1)

一般世帯、独居高齢者世帯ともに回答者の70%以上が戸建て住宅。

マンション等の集合住宅は一般世帯で3割弱。

- ・一般世帯の「戸建て」 : 1,294/1,825 世帯、70.9%
- ・一般世帯の「マンション等の集合住宅」 : 493/1,825 世帯、27.0%
- ・独居高齢者世帯の「戸建て」 : 160/ 176 世帯、90.9%

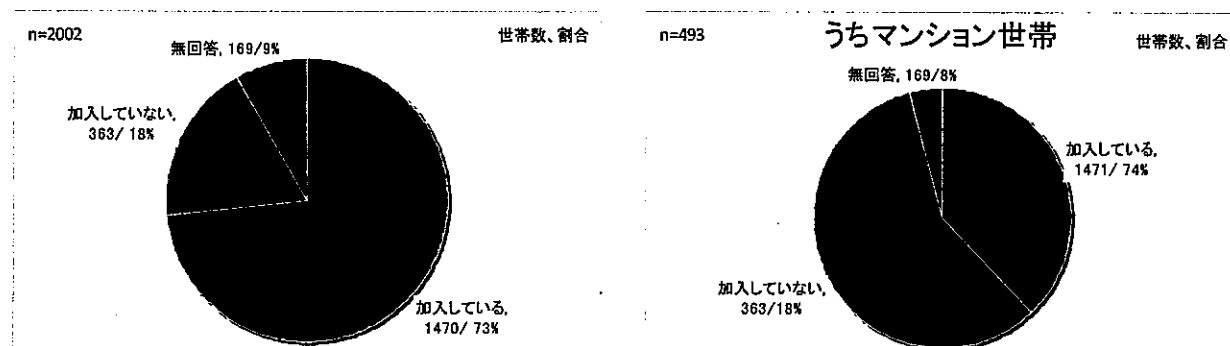


(2) コミュニティ（自治会（町内会）への加入状況、近所付き合い、マンション住民の意識等）

ア 自治会（町内会）加入状況（問5-2-1）

7割強の世帯が自治会（町内会）に加入。（一般世帯、独居高齢者世帯はほぼ同じ傾向）ただ、マンション世帯を見ると加入率は4割弱にとどまる。

- ・加入している世帯 : 1,470 / 2,002 世帯、73.4%
(うちマンション世帯 : 186 / 493 世帯、37.7%)

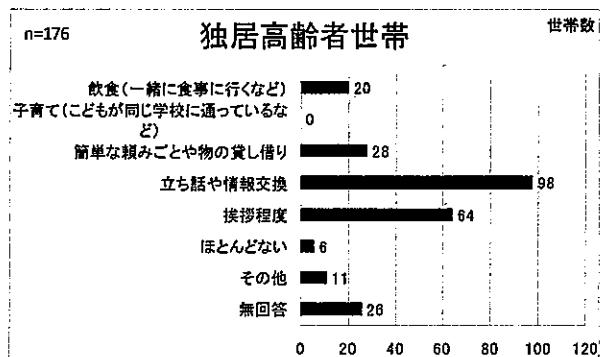
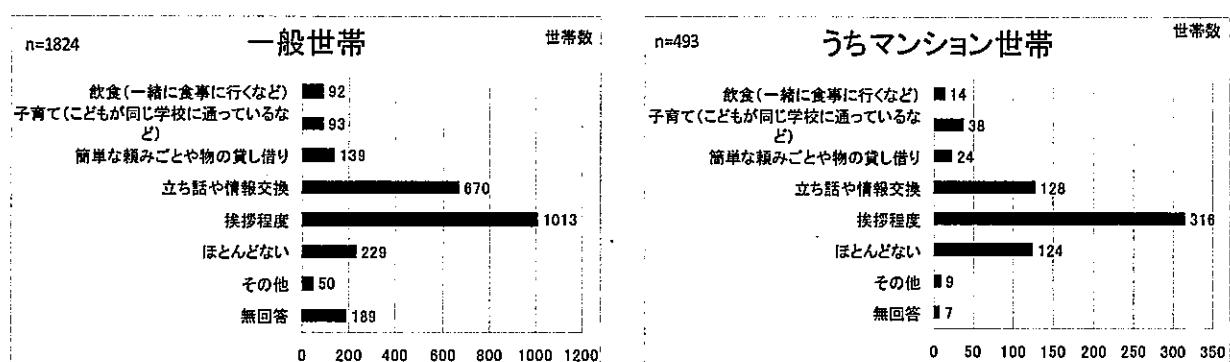


イ 日常の近所付き合い（問5-1-1、複数回答）

一般世帯、独居高齢者世帯とともに、「立ち話や情報交換」、「挨拶程度」が多い。

一般世帯には近所付き合いが「ほとんどない」と答えた人が一定数存在。

- ・「ほとんどない」の一般世帯 : 229 / 1,824 世帯、12.6%
(うちマンション世帯 : 124 / 493 世帯、25.2%)



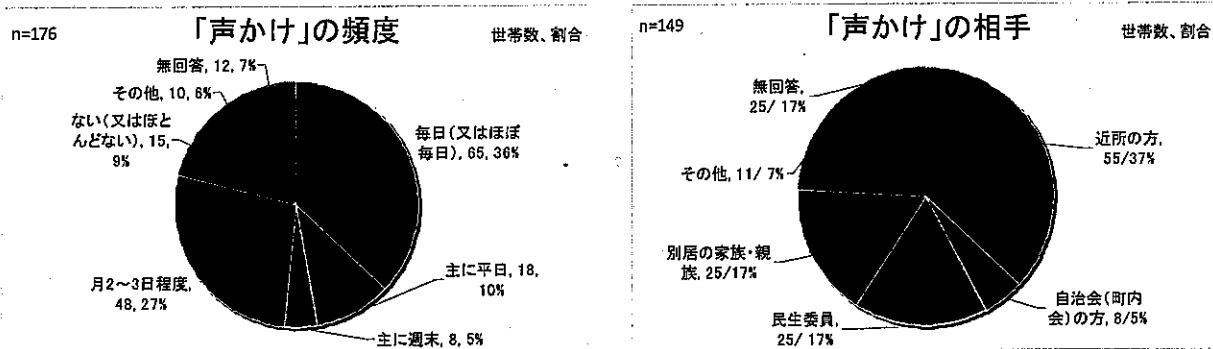
ウ 「声かけ」の頻度・相手（問3-2）

独居高齢者世帯に対する「声かけ」の頻度は、「毎日（又はほぼ毎日）」が最も多く、次いで「月2～3日程度」。

- ・毎日（又はほぼ毎日）：65／176世帯、36.9%
- ・月2～3日程度：48／176世帯、27.3%

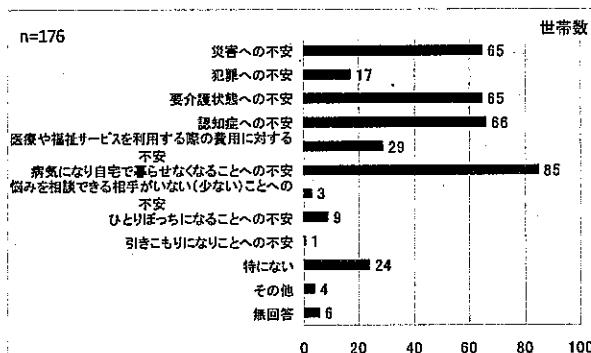
主な相手は「近所の方」が最も多く、次いで「別居の親族」「民生委員」が同じ割合。

- ・近所の方：55／149世帯、36.9%
- ・別居の家族・親族：25／149世帯、16.8%
- ・民生委員：25／149世帯、16.8%



エ 独居高齢者の将来への不安（問7-2、3つまで）

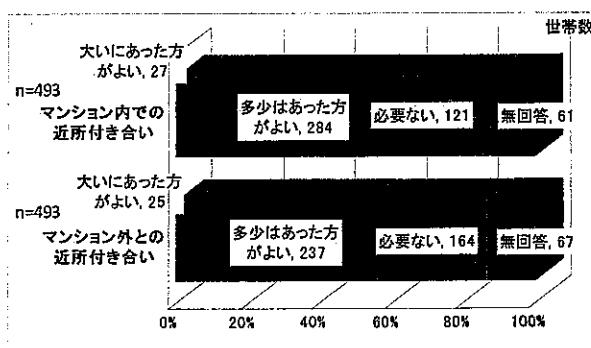
健康上の不安、災害への不安が多く、人間関係などの不安は少ない。



オ マンション世帯の意識（マンション内での付き合いのあり方（問5-1-4）、マンション外の近隣住民との付き合いのあり方（問5-2-3））

いずれも「多少あった方がよい」が最も多い。ただ、「必要ない」という回答も少くない。

- ・マンション内での付き合いが「多少はあった方がよい」：284／493世帯、57.6%
- ・マンション内での付き合いが「必要ない」：121／493世帯、24.5%
- ・マンション外の近隣住民との付き合いが「多少はあった方がよい」：237／493世帯、48.1%
- ・マンション外の近隣住民との付き合いが「必要ない」：164／493世帯、33.3%

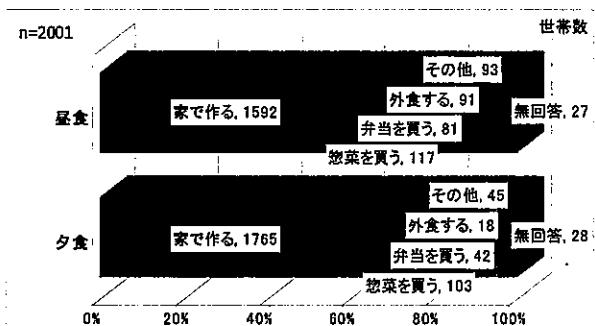


(3) 居住環境(買い物、交通、居住地評価等)

ア 昼食・夕食の準備について(問4-1-3、4-1-4)

いずれも、「家で作る」という回答が8割~9割近くを占める。若干、夕食の方が惣菜・弁当の購入や外食が少ない。

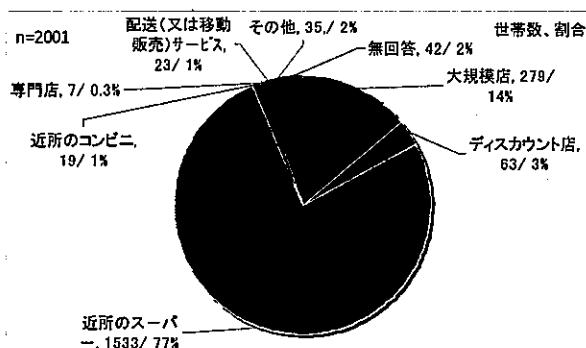
- ・昼食を家で作る: 1,592/2,001世帯、79.6%
- ・夕食を家で作る: 1,765/2,001世帯、88.2%



イ 日常の買い物先(問4-1-6)

「近所のスーパー」が77%と最も多い。「大規模店」は14%を占めた。

- ・近所のスーパー: 1,533/2,001世帯、76.6%
- ・大規模店: 279/2,001世帯、13.9%



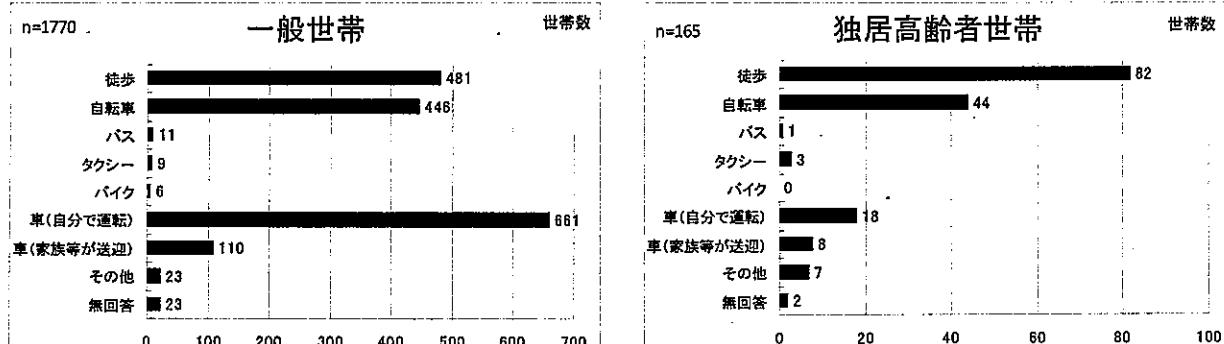
ウ 買い物に使う主な交通手段(問4-1-6)

一般世帯の場合「車(自分で運転)」が最も多く、次いで「歩く」「自転車」の順。

- ・車(自分で運転): 661/1,770世帯、37.3%
- ・歩く: 481/1,770世帯、27.2%
- ・自転車: 446/1,770世帯、25.2%

独居高齢者世帯は「歩く」が最も多く、次いで「自転車」「車(自分で運転)」の順。

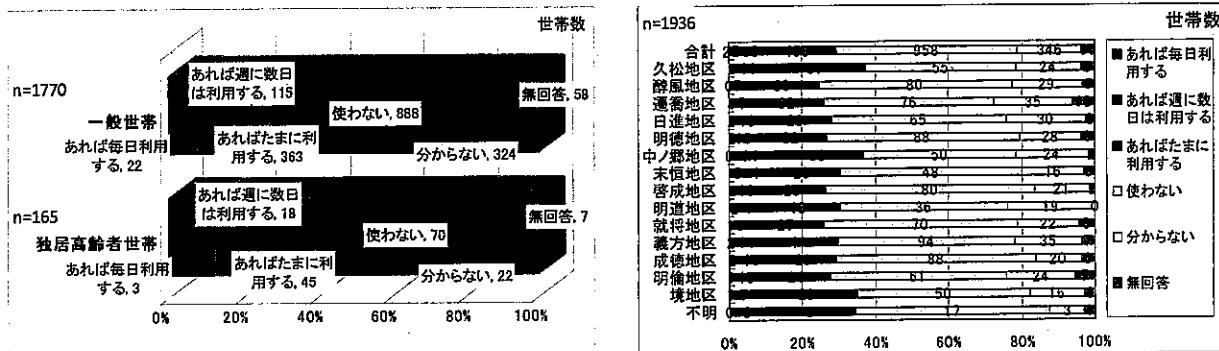
- ・歩く: 82/165世帯、49.7%
- ・自転車: 44/165世帯、26.7%
- ・車(自分で運転): 18/165世帯、10.9%



工 配送（又は移動販売）サービスの利用意向（問4-1-6）

いずれも「使わない」という回答が最も多く、次いで「あればたまに利用する」の順。全体的には積極的な利用意向とは言えない。

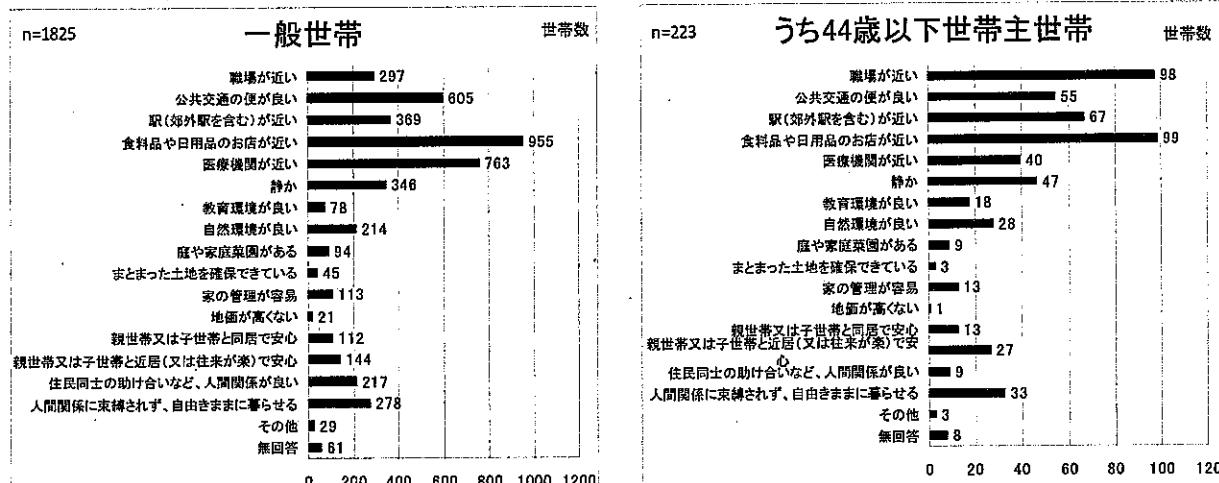
- ・一般世帯の「使わない」 : 888／1,770世帯、50.2%
- ・一般世帯の「あればたまに利用する」 : 363／1,770世帯、20.5%
- ・独居高齢者世帯の「使わない」 : 70／165世帯、42.4%
- ・独居高齢者世帯の「あればたまに利用する」 : 45／165世帯、27.3%



オ 現住地に対する評価（問2-4、3つまで）

一般世帯と独居高齢者世帯とともに、買い物、医療、交通の利便性を選んでおり、これらが居住地としてのまちなかの特徴と考えられる。

一般世帯のうち比較的若い世帯主の世帯では、買い物の利便性に加え、職場や駅への近接性が評価されている。

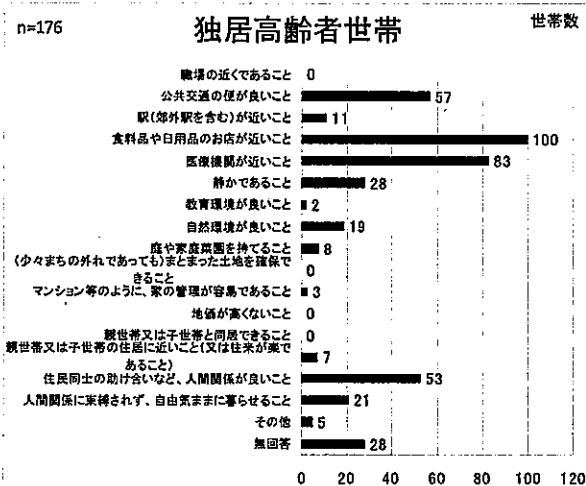
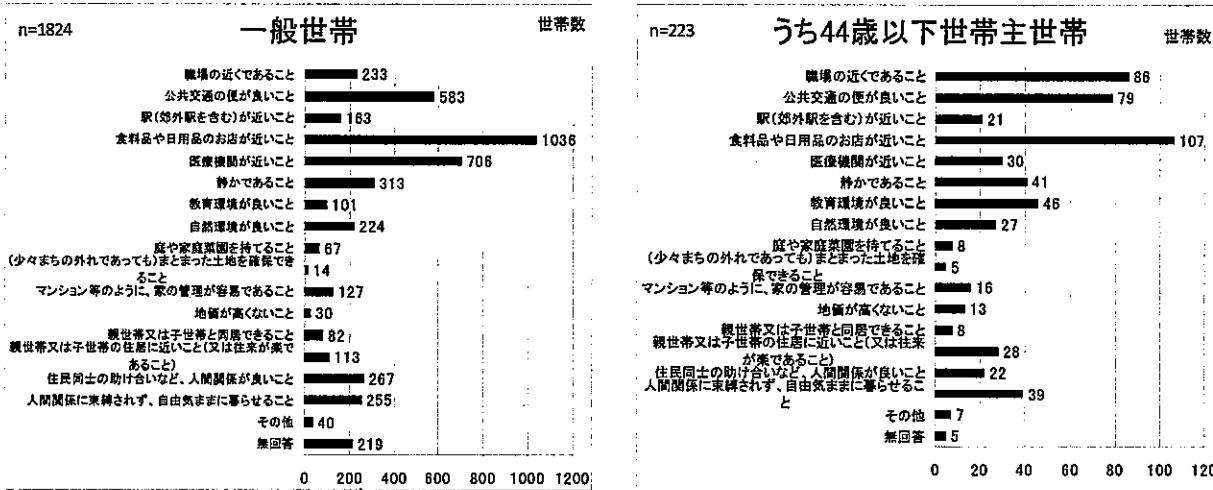


力 居住環境として優先する条件（問6－2、3つまで）

一般世帯、独居高齢者世帯とともに、買い物、医療、交通の利便性が重視されている。

一般世帯のうち比較的若い世代主の世帯では、買い物、交通の利便性に加え、職場（郊外駅を含む）への近接性や教育環境などが重視されている。

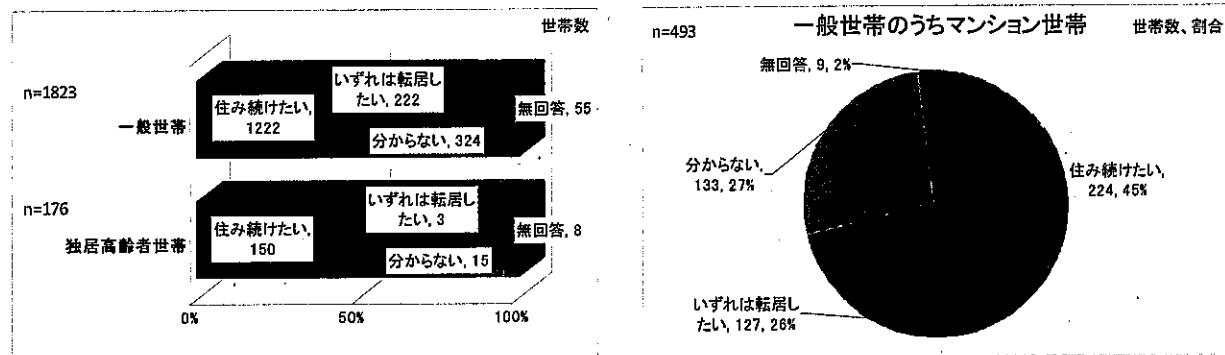
独居高齢者世帯は良好な人間関係も重視している。



キ 今後の居住意向（問6-1）

「住み続けたい」という意向が、一般世帯、独居高齢者世帯とともに多い。

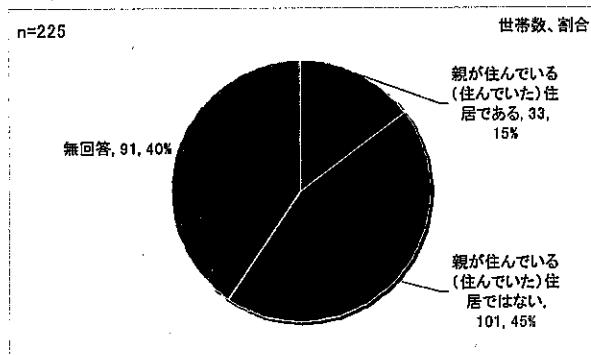
- ・一般世帯の「住み続けたい」 : 1,222 / 1,823 世帯、67.0%
(うちマンション世帯 : 224 / 493 世帯 45.4%)
- ・一般世帯の「分からない」 : 324 / 1,823 世帯、17.8%
(うちマンション世帯 : 133 / 493 世帯 27.0%)
- ・一般世帯の「いずれは転居したい」 : 222 / 1,823 世帯、12.2%
(うちマンション世帯 : 127 / 493 世帯 25.8%)
- ・独居高齢者世帯の「住み続けたい」 : 150 / 176 世帯、85.2%



ク 転居意向者の転居先（問6-1）

半数近くが「親が住んでいる（住んでいた）住居ではない」との回答。

- ・親が住んでいる（住んでいた）住居ではない : 102 / 226 世帯、45.1%
- ・親が住んでいる（住んでいた）住居である : 33 / 226 世帯、14.6%



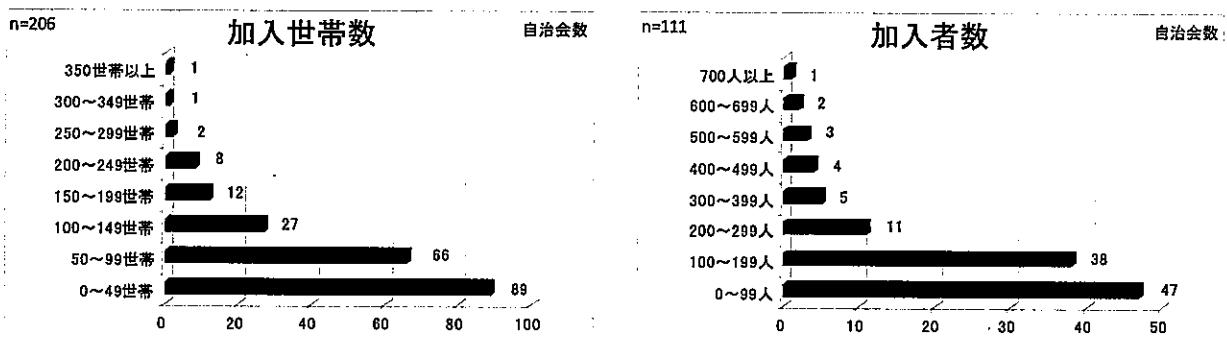
2. 自治会（町内会）調査 回答率 75.5% (209/277 自治会（町内会）)

(1) コミュニティ（自治会（町内会）の状況、防災、交流基盤、マンションとの関わり等）

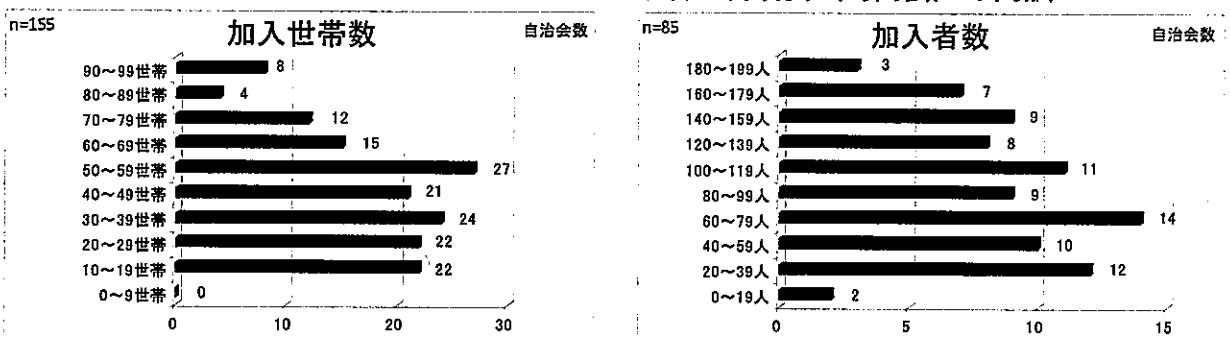
ア 自治会（町内会）加入世帯数、加入者数（問1-1）

比較的小規模な自治会（町内会）が多い。

- ・加入世帯数 50世帯未満 : 89/206 自治会、43.2%
- ・加入者数 100人未満 : 47/111 自治会、42.3%



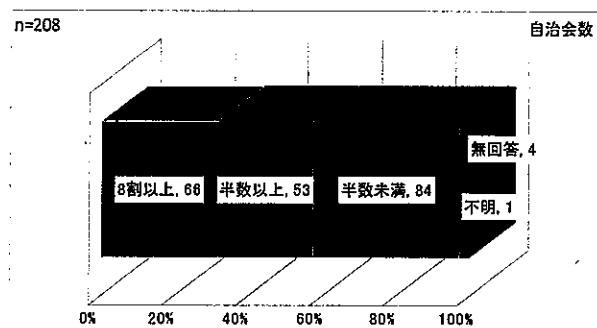
※加入世帯数 100世帯未満、加入者数 200人未満の自治会（町内会）の内訳



イ 自治会（町内会）への参加割合（問1-2）

総会に加入者の「8割以上」が参加する自治会（町内会）は約3割。4割強の自治会（町内会）は加入者の総会への参加が「半数未満」。

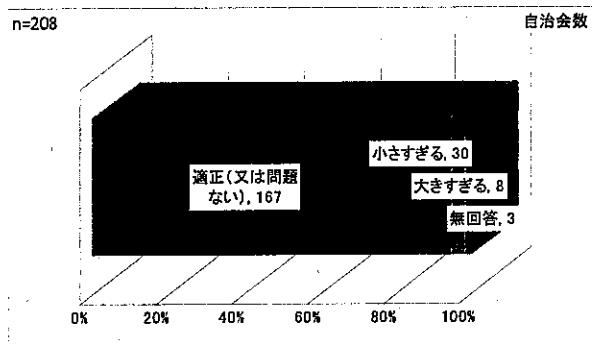
- ・「8割以上」が参加 : 66/208 自治会（町内会）、31.7%
- ・「半数未満」が参加 : 84/208 自治会（町内会）、40.4%



ウ 自治会（町内会）規模（問1－3）

自治会（町内会）の加入世帯、人数などについて適正と感じている自治会（町内会）長が多い。

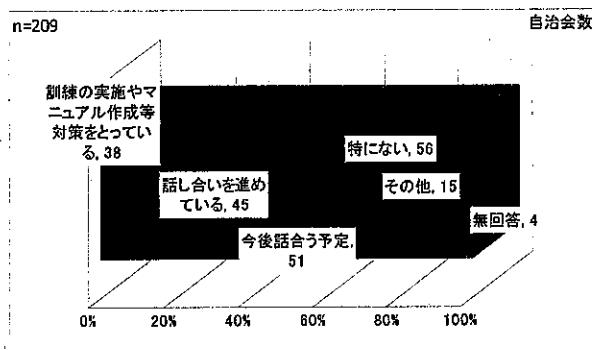
- ・適正（又は問題ない）：167／208 自治会（町内会）、80.3%
- ・小さすぎる　　　　：30／208 自治会（町内会）、14.4%



エ 地震等大規模災害への対策や話し合い（問2－1）

現在対策をとっている自治会（町内会）と、話し合いを進めている、将来に話し合いを予定している自治会（町内会）が約6割。

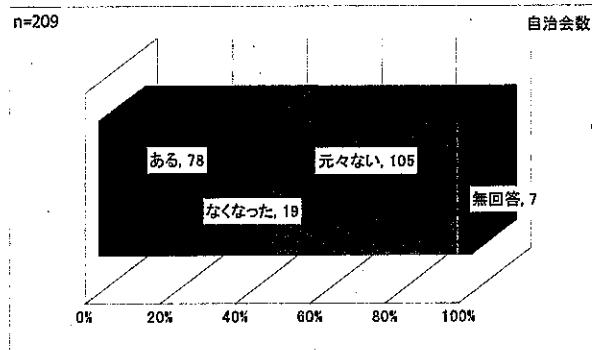
- ・訓練の実施やマニュアル作成等対策をとっている：38／209 自治会（町内会）、18.2%
- ・話し合いを進めている　　　　　　　　　　　　　　：45／209 自治会（町内会）、21.5%
- ・今後話し合う予定　　　　　　　　　　　　　　　　：51／209 自治会（町内会）、24.4%



オ 固有の文化的遺産（伝統芸能、祭など）の有無（問4－1）

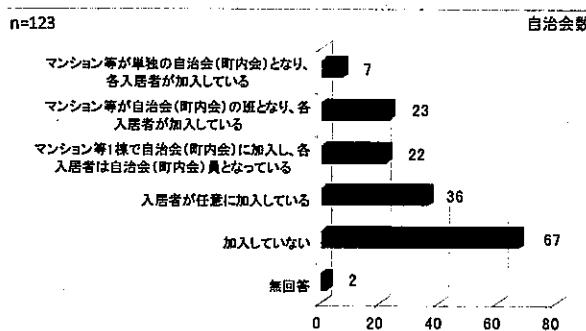
「元々ない」自治会（町内会）が半数以上。

- ・元々ない　　：105／209 自治会（町内会）、50.2%
- ・ある　　　　：78／209 自治会（町内会）、37.3%
- ・なくなった　：19／209 自治会（町内会）、9.1%



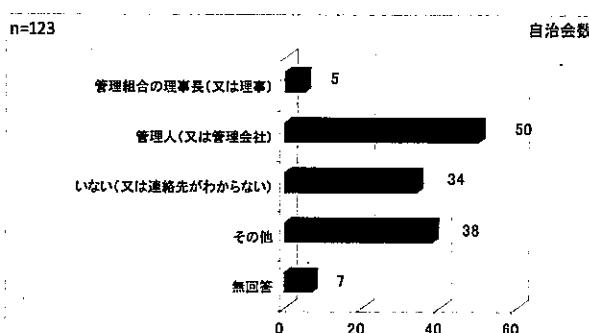
カ マンション世帯の自治会（町内会）加入状況（問4－4、複数回答）

「加入していない」が最も多く、次いで「入居者が任意に加入している」場合が多い。



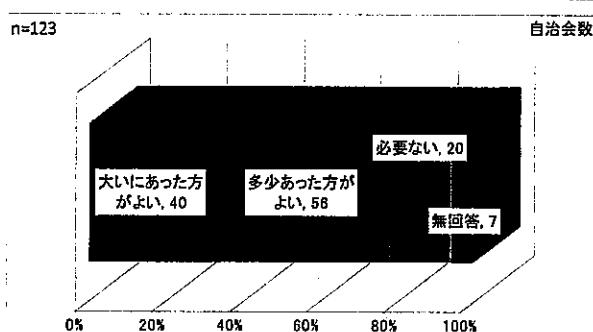
キ マンション等における地域の自治会（町内会）との連絡窓口（問4－5、複数回答）

「管理人（又は管理会社）」が窓口となるケースが最も多い。



ク 地域から見たマンション世帯との交流のあり方（問4－6）

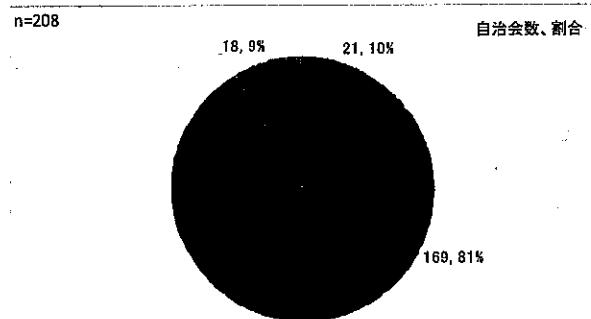
「多少あった方がよい」「大いにあった方がよい」との意見が8割近くある。
(96／123 自治会（町内会）、78.0%)



(2) 居住環境(交通、買い物、医療、空き家等)

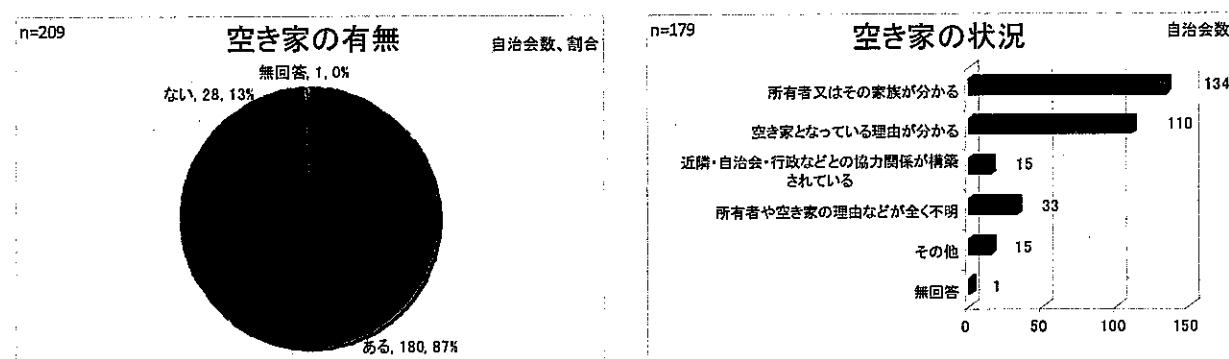
ア 交通・買い物・通院等に関する、自治会(町内会)内の話し合い(問3-3)

「ない」と答えた自治会(町内会)が8割強。(169/208 自治会(町内会)、81.3%)



イ 空き家の有無・状況(問2-2、状況については複数回答)

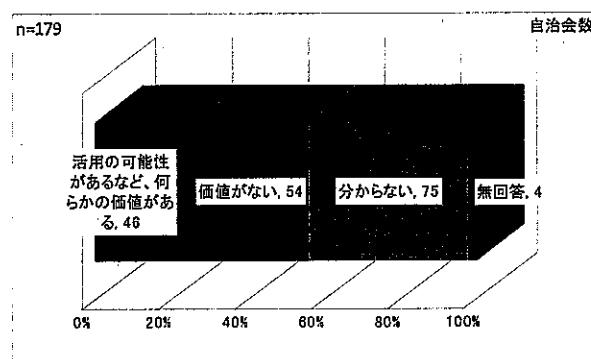
「ある」と答えた自治会(町内会)は9割弱。(180/209 自治会(町内会)、86.1%)
ある程度、所有者や空き家になった理由などが把握されている。



ウ 空き家に対する評価(問2-2)

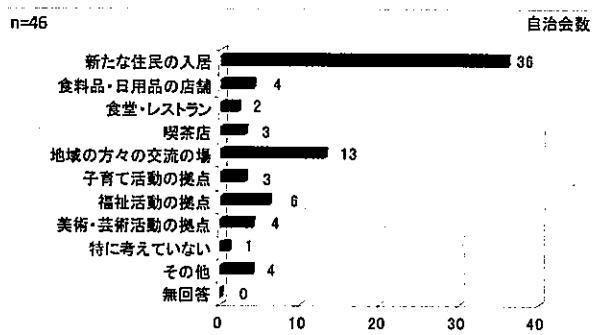
空き家の価値については「分からぬ」とする回答が多く、次に「価値がない」との回答。

- ・分からぬ：75/179 自治会(町内会)、41.9%
- ・価値がない：54/179 自治会(町内会)、30.2%
- ・価値がある：46/179 自治会(町内会)、25.7%



工 空き家の活用方法（問2－2、複数回答）

建物として活用できる場合の活用方法としては、「新たな住民の入居」への期待が高く、次いで「地域の方々の交流の場」への期待が高い。



解体して土地を再利用できる場合の活用方法としては、「特に考えていない」が最も多く、次いで「隣家への売却」、「駐車場」が多い。

